## 論点とその対策について

(一社) 建設産業専門団体連合会

1 足場の組立て又は解体時の最上層からの労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)に基づく墜落防止措置は十分か。

(安全帯の使用等安衛則第564条第1項第4号に基づく措置、足場の組立て等作業主任者の選任等、 手すり先行工法)

① 平成23年度における組立・解体時における足場の最上層からの墜落・転落災害発生状況は、死亡災害11件のうち、本足場(わく組足場及びくさび緊結式足場)の4件は手すり等を設置していたが安全帯を使用していない事案が2件、墜落防止措置を全く実施していなかった事案が2件であり、4件ともに法令遵守がされていない事案であった。

上記、平成23年度の死傷災害については、118件発生し、本足場(わく組足場及びくさび緊結式足場)の42件は手すり等を設置していたが安全帯を使用していなかった事案が7件、墜落防止措置を全く実施していなかった事案が32件、安全帯の措置を実施していなかった不安全行動事案が1件であり、法令遵守されていた2件については、枠組足場組み立て作業中に墜落し、安全帯のランヤードの切断が1件、親綱の切断が1件であった。

このような事から、本足場(わく組足場及びくさび緊結式足場)では、法令遵守を徹底すれば、 死傷災害を大幅に減少させる事が可能となる。

② 本足場(わく組足場及びくさび緊結式足場)以外の足場からの死傷災害においても、安全帯を使用しない、墜落防止措置を取っていない不安全行動によるもの、構造上の問題によるものが大半を 占めている。

各企業•団体意見。

- ○足場組立等作業主任者の選任と配置義務並びにその業務の適切な実施と作業主任者自身の能力 向上教育の励行の徹底が不可欠であることは最重要点である。しかしながら、作業前の施工計画や 作業手順、危険性・有害性の除去(リスクアセスメント)の確実な実施と周知がなされていないことや特 に作業手順や方法の変更時期、詳細な検討などの未実施などが招く災害が氷山の一角化しているこ とも問題である。よって、仮設計画の許可申請時におけるハードルを上げ、かつ、実施時期の立入調 査や実施報告書の提出の義務化などの方策を行うことも必要である。
- △足場の組立等作業主任者の選任については当然行われている。手すり先行工法については公共工事では見られるが、民間工事では手すり及び巾木等に他の仮設材が使われており、墜落防止措置には特に問題はない。
- □足場の組立等の作業主任者の選任については、作業開始前に必ず作業主任者を任命し、作業主任 者の職務に関する安全看板を掲示し、周知を行っている。

- ○安全帯の使用に関しては、やはり事前の施工計画や作業手順の作成と着工前協議において、その方法、構造、器具(二丁掛け又はハーネス式安全帯)の選定と指定など、実際の状況に対する作業指示がなされることを指導・教育すべきである。また、安全帯の使用は、高所作業に於いて、より強化すべき事項であると考えられる。これは、安全帯そのものの点検業務と併せて強化されるべき事であり、作業員に教宣すべきと考える。
- ●組立、解体、変更の時期・範囲・順序を周知する。
- ●足場の緊結、取り外し、受け渡し等、作業時には幅20cm の足場材を設け、安全帯を使用させる等の 墜落防止策を講ずる。
- □ストレッチポール等を活用し、親綱の先行取り付けを実践し、作業床に関しても必ず確保するように指導している。 鳶工全員にフルハーネス型安全帯の着帯を義務付け、使用時は腰より高い位置でフックを掛けるように安全ルールとして墜落防止に対する措置を講じている。
- ▲パトロール巡回時の印象としては、足場組立・解体施工は元々請負の形態(請負金)の予算取りで決まっており、手間暇が掛かる手すり先行工法は実際のところ採用されていない現場がほとんどを占めており、それを打開する方法の一つは監督署への88申請のチェック時点で組立方法の指導を入れる等の思い切った政策が必要ではないか。
- ▽10m親綱を張った場合の落下高さは下記算式(※)によるが、安全帯を腰の高さに掛け、安全帯ロープの長さを考慮すると6mとなるため、在来の枠組足場の組立・解体作業で10mの先行親綱を張った場合、高所作業となる2段目(高さ3.6m)では親綱の効力は無いことを知らずに作業をしているケースがある。また、このことを知っていても、枠組足場の2段目の高さでの親綱支柱間隔は算式上2.4m以内となり、事実上は枠組の1スパンピッチ(1.8m間隔)となるため、安全帯の掛け替えが頻繁となり、生産性低下を招き、実効性が乏しいという問題がある。
  - ※仮設工業会親綱設置基準算式  $L(親綱長さ)=4\times(H-3)m$  L=10m以内
- ○手すり先行工法に関しては、やはり足場材の規格や寸法・機能の改良も考慮しなければならない事項であり、その移行期にあってはより細やかな使用材毎の指導要綱を示すべきと考える。(ガイドラインの 策定とその普及の迅速化)
- □手すり先行工法については公共工事では指定もあり、手すり先行工法をほぼ使用しているが、民間工事に於いては、ほとんど従来型の足場を使用しての作業となっている。
- ■手摺据置方法は墜落災害を防止する上で有効な設備であるが、手摺先送り方法は解体時に省略するなどの問題があり、一本に絞るべきである。民間工事において採用が遅れている原因は、材料費が

高いこと、労務費の割り増しが高いことが考えられる。

- ▽公共工事においては先行手摺が普及され墜落防止措置として効果はあげているが、民間工事ではコストを抑えたいとの思いから、従来の枠組足場・単管足場等で先行親綱の設置による作業が一般的である。しかし、正しい手順が徹底されずに親綱無しの安全帯未使用や足元に親綱を張り、安全帯を掛けて作業したり、昇降の際に昇降階段を使用せず安全帯未使用のまま枠組端部のよじ登り、伝わり降りを行い墜落事故を発生することが後を絶たない現状にある。
- ◎足場作業において、これ以上の法規制は、組立て、解体の作業を著しく阻害させることになる。 改正法 を含め現行で十分過ぎる位である。

- 2 通常作業時等の安衛則に基づく足場から墜落防止措置は十分か。 (安衛則第563条第1項第3号に基づく措置、安全衛生部長通達に基づく「より安全な措置」)
  - ① 平成23年度における通常作業時における足場からの墜落・転落災害発生状況(死亡災害)によれば、17件中12件が本足場(わく組足場及びくさび緊結式足場)からであるが、その全てが法令の一部または全部を遵守していなかった事例である。
  - ② 同上の死傷災害については、304件発生し、本足場(わく組足場及びくさび緊結式足場)からは164件であり、法令を遵守し、不安全行動等がなければ、休業災害の98%が防げることを示している。

各企業,団体意見。

- ○作業床に関しては、幅 40cm 以上・隙間 3cm 以下(建地との隙間とも)を堅持するためには、足場材の 寸法や規格を見直すことも検討し、施工すべき事項である。
- ○建物や躯体と足場の隙間における墜落落下・転落防止措置に関しては、規定を見直しし、より詳細な規定として設置位置を建物・躯体の床±20cm以下、かつ、垂直間幅を3.6m以下とし、水平支持金物の間隔も3.6m以下とするなどの考慮をすべきと考える。その上で、型枠・外壁(PC、ALCなど)・左官・タイル・塗装・防水作業等々での手すりや巾木、層間養生などの一時的に取り外して行わざるを得ない作業に対する作業手順や方法、対策を明確に作業員に周知すると共に、その復旧と点検・管理については作業員への教宣活動とを行うべきである。また、枠組み足場にあっては、その資材の規格や寸法、機能の改良も考慮すべきであり、その上での「より安全な措置」を論じるべきである。
- ○不安全行動の防止と足場の点検に関しては、同時に論じなければならず、足場の使用者が点検者であり、責任者は作業責任者や作業主任者、職長、安全衛生管理者であるので、使用前、使用後の点検は、保守管理を含め、作業のために足場を使用する上での作業手順や計画、方法が不安全行動や安全衛生上の義務違反の有無に直結していることにより、現況に即して教育・指導を繰り返し実施することを義務化するべきである。
- ○安全帯の使用強化は、現況の作業方法や手順、施工計画により詳細に明記して作業員へ周知、徹底すべきであり、安全帯そのものの機能や性能等の点検と確認も併せて行うことが必要である。常に肩よりも高い位置で掛けられる設備があってこそのものであり、危険性・有害性の除去の対策が「安全帯の使用」のみであってはならない。適切で保守管理の施された足場が整備された上での「安全帯使用」が、不安全行動の抑制になることを指導することが必要である。
- △墜落する危険性がある時は足場の組立、解体時である。事前の打ち合わせにより作業手順、安全の確認方法等について関係者全員が共通認識を持つことが大事である。
- □安衛則の改正を受け、足場からの墜落防止の措置、飛来落下の措置は十分行われている。

- ▲墜落災害になる場合は、本人の安全帯の使用を意識づけるために、手すり先行工法と共に『安全見える化運動』の中で二丁掛安全帯や蛍光アピールマーカー取り付けなどの励行を推薦してはどうか。
- 改訂された安衛則は有効であるが、問題は作業のために臨時に取り外された設備が復旧していない ことであり、復旧に関する規則が必要である。
- ■「部長通達に基づく措置」は所轄労働基準署の見解の相違により、混乱を招きがちなので再検討の必要がある。
- ▽建物の形状等によっては躯体と足場間に適切な位置や十分な数の渡り桟橋を設けることができず、 躯体足場間の乗り移りがなされていることが実情であり、この際、枠組足場の場合では、足場にブレー スの他、下桟や巾木等が追加されるため渡りづらく無理な姿勢での乗り移りが見られることがある。
- ▽足場上での作業時は「立ち止まったら安全帯使用」を指導しているが、不徹底となっており、身を乗り 出した作業中に墜落事故が発生している。
- ◎安衛則第563条によると、「わく組足場の妻面の墜落防止措置については、わく組足場以外の足場 (単管足場等)と同じ措置とする。」となっているが、紛らわしいこともあり、カッコ内の(妻面に係わる部分を除く)を(単管足場等と同じ措置とする)としてはどうか。

3 安衛則に基づく足場の点検義務は十分か。 (安衛則第567条及び安衛則第655条)

事前点検をいくら一生懸命に行っても、その後の作業の関係上、躯体側の手すりを取り外し、 そのまま放置等が行われた場合は、かなりの危険性が存在してしまう。ハード面の対策のみならず、作業員への安全教育の実施等、ソフト面で強化する必要性がある。

各企業,団体意見。

- ●足場を使用する個々の会社(職長または作業主任者)が点検表を用いて作業前に点検する。
- ●悪天候等及び足場の組立等の点検と足場計画図、仮設計画図をベースに点検する。点検表は仕事が終了するまで保存する。
- △現状では足場を作業のため使用する者は、足場点検表にて事前にチェックを行い安全について確認をすることになっている。しかしながら、周知徹底されているかどうかについては若干疑問がある。
- □足場組立時、階層ごとにチェックリストを使用して組立完了の点検を行い、元請にチェックリスストを提出している。悪天候時や中震以上の地震が発生した場合は、本社より足場の点検の指示を出し、チェックリストを使用して点検を行っている。また、社員に施工管理者等のための足場点検実務者研修を受講させ、足場の点検が出来るようにしている。
- ▲各ゼネコン(現場)によりオリジナルの点検表を使用して作業されているのがほとんどで、どこまでが基準であって、必要性のあるものと不必要なものの判断が出来にくい時もあり、簡素化された点検表などを参考に配付さする方法も考えてはどうか。
- ■点検が形骸化しないよう、各職に対する教育が必要である。併せて点検者の能力向上教育の普及が 必要である。
- ■組立引渡後の管理は元請がしつかり行う必要がある。
- ▽足場の組立解体業者の点検は行われているが、使用者の点検がなされていない傾向がある。また、 強風等の悪天候や地震後の点検についても現状の実施率は低い。
- ▽点検は実施しているが記録がないことがあり、仮設工業会フォーマットや元請KY用紙を用いて点検・ 記録することなどの周知徹底が十分ではない。
- ▼567条第1項において、「事業者は…直ちに補修しなければならない」とされている。事業者責任の原則に基づく規定と理解するが、
- ①現場の実態は、結果として「勝手に足場をいじられた」や「誰がいじったか不明」等の現象も生じてい

- る。(もちろん、法、規則に則った正しい是正措置なら全く問題ないが、そうでないこともある。)
- ②さらに、補修等をする場合、我々鳶業者に依頼されることもあり、条文どおりに加え、注文者を通じてのケースが実態としてある。(この行為自体が条文に適っていると解釈すれば、是となってしまう。)
- ③また、鳶業者を含む関係請負人同士でやりとりし、鳶業者が対処した場合に、その鳶業者の費用負担の問題も生じる。
- ③は、今回論点の趣旨とは外れるが、①、②を鑑み、補足として「必要に応じ、注文者に報告のうえ」等の表現を加えれば実態により近くなり、併せて③の問題も明確化される。
- ◎異常時等を含む作業前点検内容は問題ないと考えます。

ただし、事前点検・維持管理責任義務は、事業者、注文者が負うことは当然であるが、点検を担当する 実務者は「足場の組立て等作業主任者」や「施行管理者等のための足場点検実務者研修終了者」等 の有資格者の活用を図り、現場サイドの更なる資格責任感・安全意識の向上を図っては如何か? 4 安衛則に基づく墜落防止措置を履行させるための取組は十分か。

平成24年における建設業での死亡者数367人中、157人が墜落・転落による死亡であり、そのうち足場からは24名である。平成23年度の足場からの墜落・転落による死亡災害の分析結果によると、法令を遵守し、不安全行動や構造上の欠陥がなければ防げたものが93%であり、ほとんどを占めている。

各企業,団体意見。

- △墜落の可能性がある場所に於いては安全帯が使用できる設備(親綱等)を必ず設置すること。その上で、KYツールボックスミーティング等で職長よりその日の作業で気をつけなければならないことを周知 徹底する。職長は指示した事がきちんとやられているかどうか必ず確認を行う。
- ▲現場に緊張感を持って貰うために災害事例などを用いて取組を推奨してはどうか。
- ■中高層建築物への対策は十分なされていると思われるが、低層住宅、改修工事などは短期間の等の理由で届出の必要が無く、防止対策がなされていないことが見受けられるため、この分野の対策を講ずべきである。
- ▽2m以下の低い高さからの墜落災害が多発している傾向があり、安全意識や手順に対する指導教育が十分ではない。
- ◎①安衛則の改正等で、墜落防止措置等で設備的な安全対策は強化されている。

事業者、注文者による労働者に対する安全教育や安全の意識付けも、強化されてきてはいるが、 どれ位浸透できているかの確認が難しいのが現状である。安全教育等の継続実施と、KY活動の活 性化、体調管理の推進や仲間を災害から防止するため、上下関係を問わない「相互注意」等の推 進を図り、個々人の安全意識向上対策が必要であると考える。

②墜落災害は、現行の法令を厳しく遵守させることで十分防止できる。

安全衛生面(技能講習、特別教育等)でも職能面(技能士制度)でも各種資格を法制化しているにもかかわらず、その運用面に関して首をかしげざるを得ないような状態を呈している。もっと地方機関(都道府県労働局、監督署)を通じ、無資格に対して安衛・技術両面で強い指導が必要である。建協、専門工事業団体、災防団体、大手・中堅ゼネコン、ハウスメーカー等の会員達の安衛意識はここ20年くらいの間に飛躍的に向上しているし、遵法精神も極めて高い。問題は前述の団体等に属さず私共の安全パトロールに対しても反抗的(何も知らないため)ないわゆるアウトサイダー的な会社や作業者を現行法を十分に周知させることが最も大切なことと思われる。(ハーネスどころか、ノーヘルで跳梁跋扈している)

事故が多発時に行政指導の安全決起大会等があり、集められるのは、前述のような意識の高い 人たちだけで、不安全状態で不安全行動を当たり前に行っている人たちこそ決起大会に来させる べきであることを十分に周知すべきである。

## 5 その他

- ◎①昨今のリース業者の動向については、建設生産体制においてメーカーとしての本来の役割から逸脱し、一次下請としての位置づけを確保しているかのように思われ、現在行政が取り組んでいる重層化問題に対し逆行しているように思われる。このような、メーカーの一次下請化は、利潤確保のための下請業者へのダンピングなどにつながり、公正な建設市場の確保に対する不安定要因として、現在国を挙げての適正な賃金水準の確保の妨げになり、入職率の低下や業界としての後退の要因になるのではないかと危惧しております。
  - ②各種技能に関する資格については、一部の業界内での一方的な働きかけだけでなく、実際に 取扱う専門工事業者の意見等が反映されるよう求めていただきたい。
  - ③平成21年6月より施行された労働安全衛生規則の改正において点検業務の義務付けがなされているが、現行の生産システムにおいて位置づけが不明確のように思われる。行政が求めている位置付けは、専門工事業者なのか元請業者なのか、リース業者なのかを明確にしていただきたい。